

北広島市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北広島市が発注する建設工事(北広島市建設工事執行規則(昭和46年広島町規則第17号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の請負契約及び建設工事に係る設計、調査、監理、測量等の業務委託契約(以下「業務委託」という。)を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札で、入札後に入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)の審査を行い、落札者を決定する事後審査型条件付一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 事後審査型入札の対象となる建設工事及び業務委託(以下「対象建設工事等」という。)は、設計金額が1千万円以上1億円未満の建設工事及び業務委託(以下「建設工事等」という。)のうち、次に掲げる建設工事等以外の建設工事等とする。

- (1) 特定共同企業体による施工の建設工事
 - (2) 特殊な技術を必要とする建設工事等で、市長が同種工事施工(業務履行)実績調書等の提出を求めるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めた建設工事等
- (公告)

第3条 事後審査型入札を行うときは、別記標準公告例により公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 事後審査型入札に参加することができる者は、次に掲げる条件に該当する者でなければならない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号。以下「契約規則」という。)第4条第2項に規定する競争入札等参加資格者名簿において、対象建設工事等と同種の登録種別に登録されていること(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。)
- (3) 北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成17年3月2日市

長決裁)第2条第1項の規定による指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(第2号の再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 対象工事に配置する主任技術者又は監理技術者が適正であること。

(6) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、対象建設工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

(設計図書の閲覧等)

第5条 対象工事の設計図書は、第3条の公告(以下単に「公告」という。)の日から入札執行日の前日まで閲覧に供するものとし、購入を希望する者に対しては、有償頒布する。

2 事後審査型入札に参加しようとする者は、設計図書内容について質問することができる。この場合において、質問しようとする者は、市長が指定する日までに質疑応答書を提出しなければならない。

3 市長は、前項の質問があったときは、その回答を入札執行日の前日まで閲覧に供するものとする。

(入札の参加申請)

第6条 事後審査型入札に参加しようとする者は、次に掲げる入札参加申請書類を公告に示した提出期限までに市長に提出しなければならない。

(1) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)

(2) 前号に掲げるもののほか、入札参加資格を確認するため、公告において提出を求めるもの

(入札の無効)

第7条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 前号に掲げるもののほか、公告において無効としている入札

(入札の執行等)

第8条 市長は、事後審査型入札の執行に当たっては、契約規則第10条及び第10条の2の規定に基づき、調査基準価格又は最低制限価格を設定するものとする。

2 市長は、前項の入札の執行に際して、当該入札に参加しようとする者に入

札金額の積算内訳書の提示を求めるものとする。

(入札参加資格の審査)

第9条 入札参加資格の審査は、入札執行後、予定価格の制限の範囲内で、入札価格の低い者から順に実施し、入札参加資格を有する者1人が確認できるまで行うものとする。

2 市長は、入札参加資格を有する者として確認した場合は、その者を落札者として決定する。

3 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に行うものとする。

4 落札者を決定したときは、直ちに当該落札者に結果を通知し、第1項の審査において入札参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を記載した条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書(別記第2号様式)により通知する。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第10条 入札参加資格がないと認められた者は、市長が指定する日までに、前条第4項の通知に記載された理由について、書面により説明を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(北広島市事後審査型条件付一般競争入札試行要綱の廃止)

2 北広島市事後審査型条件付一般競争入札試行要綱(平成19年3月27日市長決裁)は、廃止する。